

つなぎっ子クラブ情報

問い合わせ 教育委員会生涯学習班 ☎78-5400（内704）



津奈木クラブ（野球）

目標に向かって一緒に頑張る仲間を募集します。見学・体験入部也大歓迎です。

- ▶活動日 毎週火・金・土曜日
- ▶時 間 火・金曜日 17:30~19:30
土曜日 9:00~13:00
- ▶場 所 総合グラウンド
- ▶対 象 小学1～6年生（上限なし）
- ▶指導者（代表者）林辰徳
（事務局）山崎青葉
- ▶費 用 1～3年生 1,000 円／月
4～6年生 2,000 円／月



空手道クラブ （一道会空専塾津奈木道場）

礼に始まり、礼に終わる、心身錬磨。興味がある人は、お気軽に参加ください。（見学のみ可）

- ▶活動日 毎週木・金曜日
- ▶時 間 19:30~21:30
- ▶場 所 B＆G体育館
- ▶対 象 小中学生（約 20 人まで）
- ▶指導者（代表者）長濱浩文
- ▶費 用 2,500 円／月
入会金 3,000 円（登録料などを含む）



津奈木剣道クラブ

剣道で心と体を鍛えてみませんか。

- ▶活動日 毎週火・木・土曜日
- ▶時 間 17:30~19:00
※祝日は休み。
- ▶場 所 津奈木小学校体育館
- ▶対 象 小中学生（約 20 人まで）
- ▶指導者（代表者）日野昇
（事務局）平野新市
- ▶費 用 1,000 円／月（入会金は不要）

※ただし兄弟姉妹で加入したら、2人目から 500 円。

町内で活動している6つの総合型地域スポーツクラブから、令和 5 年度のクラブ入会の案内です。申し込み・問い合わせは、教育委員会が各クラブへお願いします。



ラフターバスケットボール

仲間と一緒に勝利の喜びを経験しませんか。

- ▶活動日 毎週火・金・日曜日（小学生）水・土曜日（中学生）
- ▶時 間 火・金曜日 18:00~20:00
日曜日 16:00~19:00
水・土曜日 18:00~21:00
- ▶場 所 津奈木小学校体育館・中学校体育館
- ▶対 象 小中学生（上限なし）
- ▶指導者（代表者兼事務局）洲上幸哉
- ▶費 用 1～3年生 2,000 円／年
4～中学生 5,000 円／年
※活動費：1回 100 円



つなぎ陸上クラブ（TRC）

早く走るための体の動かし方、バランスや反応、リズムなど運動神経を良くするための体の使い方も学べます。

- ▶活動日 毎週水曜日（大会前は休日や木曜日なども）
- ▶時 間 4～10 月 18:00~19:30
11～3月 18:00~19:00
- ▶場 所 総合グラウンド
- ▶対 象 小学4～6年生（約 20 人まで）
- ▶指導者（代表者）福田大作（事務局）柳迫真紀
- ▶費 用 1,000 円／月
入会金 3,000 円（新規加入者のみ）
入会金 1,000 円（継続加入者）



津奈木羽球倶楽部 （バドミントンクラブ）

バドミントンをやってみたい人はお気軽に参加ください。4 月に各小・中学校を通じて別途募集をします。

- ▶活動日 毎週木曜日
- ▶時 間 19:30~21:00（6/1～開始予定）
- ▶場 所 B＆G体育館
- ▶対 象 小学4～6年生、中学生（約 20 人まで）
- ▶指導者（代表者）川野裕司
- ▶費 用 500 円／月
入会金 1,000 円

忘れていませんか？国民健康保険の手続き

問い合わせ ほけん福祉課保険班 ☎78-3115（内121）

新たに国民健康保険へ加入する人や脱退して別の健康保険に加入した人は、異動日から 14 日以内に役場への届け出が必要です。加入手続きが遅れると医療費が全額自己負担となり、国民健康保険税がさかのぼって課税され、脱退手続きが遅れると課税されたままの状態となりますので、早めの手続きをお願いします。

★手続きにはマイナンバーカードが必要です★

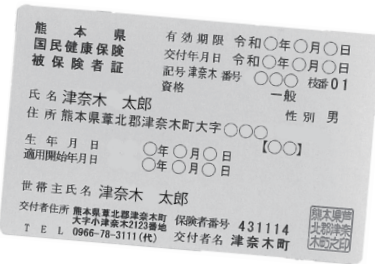
窓口で世帯主の番号確認と窓口に来られた人の本人確認をします。以下の届け出に必要なものに加えて、①と②をお持ちください。

①世帯主と対象者のマイナンバー確認書類（いずれかで可）

- ・マイナンバーカード
- ・マイナンバー通知カード
- ・マイナンバー付き住民票

②窓口に来られる人の本人確認書類（どちらかで可）

- ・1点必要なもの：運転免許証やパスポートなど（顔写真のある公的書類）
- ・2点必要なもの：住民票や年金手帳、保険証など（顔写真のない公的書類）



	手続きが必要なとき	必要なもの
加入の手続き	津奈木町に転入	転出証明書
	職場の健康保険などをやめた	職場の健康保険の資格喪失証明書か離職票
	職場の健康保険などの被扶養者からはずれた	被扶養者でないことが分かる証明書
	子どもが生まれた	母子手帳
	生活保護を受けなくなった	保護廃止決定通知書
	外国籍の人が加入	在留カード
脱退の手続き	津奈木町から転出	保険証
	職場の健康保険などに加入	国民健康保険と職場の健康保険の両方の保険証 （後者が未交付の場合は加入したことを証明するもの）
	職場の健康保険などの被扶養者になった	
	国保の被保険者が死亡	保険証
	生活保護を受けるようになった	保険証、保護開始決定通知書
	外国籍の人がやめる	在留カード
	保険証をなくした（再交付申請）	使えなくなった保険証など

職場の健康保険に加入した後に国民健康保険証を提示して治療を受けたら…

国民健康保険に請求された医療費を返還していただくときがあります。職場の健康保険加入後（※）は国民健康保険証を提示しないようご注意ください。詳しくは、ほけん福祉課保険班までお問い合わせください。
※保険証を受け取った日ではありません。職場にご確認ください。